



# ポルトガル語版 広報いわた 3月号 (日本語訳)

2015年3月 No.116

総住民数 170,629人  
ブラジル人 3,487人  
2015年1月末日

◆◆◆ 磐田市では「心と心の通い合うまち」を進めています ◆◆◆

## 就職や転勤により住所を異動される方へ

3月29日(日)、4月5日(日)は、就職や転勤により住所を異動される方のために転入・転出に係る窓口業務を市役所本庁舎1階で行います。なお、iプラザ、西庁舎、各支所は開庁していませんのでご注意ください。

時間：午前8時30分～午後5時

受付業務：転入・転出に伴う次の手続き

**市民課**：住民異動届(転入・転出など)、印鑑登録(新規・廃止・亡失)、小・中学校の転校通知書の発行  
介護保険の手続き、児童手当・こども医療費受給者証の手続き、障害者手帳などの手続き  
住民票の写し・戸籍謄抄本・印鑑登録証明書の発行

**国保年金課**：国民健康保険の加入・脱退、後期高齢者医療保険の加入・喪失、国民年金の住所変更

**市税課**：所得証明書・所得課税等証明書・市県民税課税証明書の交付

その他：文化振興センターでは、土・日曜日、祝日に住民票の写し、印鑑登録証明書  
戸籍謄抄本、所得証明書などの交付をしています。



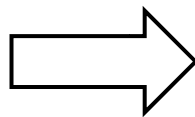
問い合わせ先  
総務課 Tel: 37-4803 (当日は37-2111) / FAX: 37-4829  
文化振興センター Tel: 35-6861 / FAX: 35-4310

## 4月1日から指定避難所、指定救護所が一部変わります

対象：豊岡東地区、竜洋地区の皆様

■豊岡東地区の指定避難所が変わります。

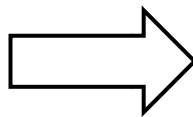
変更前
豊岡東小学校
万瀬緊急避難施設



変更後
豊岡東交流センター
0539-62-6669

■竜洋地区の指定救護所が変わります。

変更前
竜洋コミュニティセンター



変更後
竜洋中学校
0538-66-2324

問い合わせ先  
危機管理課 Tel: 0538-37-2114 / FAX: 0538-32-0177

## ～ 夢をのせて ～

### 福田こども園が4月に開園します



#### 【福田こども園の建設】

平成24年3月に福田地区の自治会連合会福田支部と幼稚園・保育園(PTA・保護者会)との連名による要請書が提出されました。市は、幼い命を災害から守り、安心・安全な子育て環境の整備を目指し、幼保園を新設すること、当分の間は福田中幼稚園との2園体制にする方針を決定しました。

そして、磐田市初の幼保連携型認定こども園として「福田こども園」が、ことし4月に開園します。

- ところ
- 開園日
- 保育時間
- 対象年齢
- 定員
- その他

#### 【福田こども園概要】

福田中島55番地  
日曜日と国民の祝日および12月29日から翌年1月3日までを除く日  
平日 午前7時15分～午後6時30分  
土曜日 午前7時15分～午後6時  
6カ月児から就学前の乳幼児  
約300人  
・園舎北側に駐車場約80台を設置  
・通園バス2台を運行

問い合わせ先  
幼稚園保育園課 Tel: 0538-37-4858 / FAX: 0538-37-4631

◆◆◆ 市外へ引っ越しをする方は、転出の手続きをしてください。◆◆◆

## ホールでグランドピアノを弾いてみよう♪（練習形式）

- と き 5月5日（火）
- 時 間 午前9時00分～午後9時00分
- と ころ 磐田市民文化会館 大ホール（磐田市二之宮東 3-2）
- 対 象 市内在住または在勤、在学の方
- 内 容 グランドピアノ（スタインウェイ）を1人1時間以内で使用
- 定 員 12人（希望する時間帯を先着順により決定）
- 使用料 1,000円/人
- 申 込 4月5日（日）午前9時00分から直接文化振興課へ使用料を添えて申し込む。（申込書は文化振興課）  
原則月曜休館。定員に達し次第締め切り。



問い合わせ先 文化振興センター TEL：0538-35-6861 / FAX：0538-35-4310

## 原動機付自転車のオリジナルナンバープレートの交付を開始します

合併10周年を記念して原動機付自転車オリジナルナンバープレートの交付を開始します。購入や名義変更に伴う登録のほか、無地のナンバープレートからの交換も無料で受け付けます。

- 交付開始日時 4月2日（木） 午前8時30分から
- 交 付 場 所 本庁舎市税課、各支所市民生活課
- 交付対象者 ①購入や譲り受けなどにより、対象車種の車両を新たに磐田市で登録する方  
②磐田市に対象車種の車両登録があり、オリジナルナンバープレートへの交換を希望する方
- 注意事項
  - ・事前申し込み、郵送での申し込みはできません。
  - ・ナンバープレートの番号は受付順です。番号を選ぶことはできません。
  - ・本庁舎では各車種（50cc以下、90cc以下、125cc以下）のオリジナルナンバープレートを1番から交付します。交付開始日の8時30分時点で交付申請者が2人以上いる場合は、抽選により受付順を決定します。抽選は車両1台につき1回です。（抽選会場：本庁舎1階第1会議室）
  - ・交換の場合、番号が変わります（自賠責保険の変更手続きは、加入保険会社にご確認ください）
  - ・下記の申請書類など必要な持ち物を確認してお越しください。



申請種別	持ち物
新規登録	■販売証明書 ■認印 ■本人確認書類
譲り受け（未廃車）	■譲渡証明書 ■ナンバープレート ■標識交付証明書 ■認印 ■本人確認書類
譲り受け（廃車済）	■譲渡証明書 ■廃車申告受付書 ■認印 ■本人確認書類
交換	■ナンバープレート ■標識交付証明書 ■認印 ■本人確認書類

\*本人または同一世帯以外の方が申請をする場合は委任状が必要です。

問い合わせ先 市税課 TEL：0538-37-3767 / FAX：0538-33-7715

### 平成27年度軽自動車税の減免申請

- 内 容 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳（A）、精神障害者保健福祉手帳（1級）をお持ちの方のために使用する軽自動車等について、一定の要件を満たす場合、軽自動車税の減免が受けられます。
- 申請期間 4月1日（水）～5月25日（月）
- 申請場所 市税課（本庁舎1階）、各支所市民生活課
- 対 象 ①障害のある方が所有する車（身体に障害のある方が18歳未満の場合や知的・精神に障害のある方は生計同一の方が所有する車を含む）で、障害のある方や生計同一の方、常時介護する方が運転する車  
 ②身体に障害のある方のための専用構造車両
- 持 ち 物 対象となる手帳（複数の手帳をお持ちの場合は全ての手帳）、運転免許証、車検証、印鑑
- そ の 他 障害の内容や等級により対象者や該当条件が異なります。詳しくは下記にお問い合わせください。なお、平成26年度に減免を受け、現在もその車を所有する方には、3月末に申請書を郵送します。



問い合わせ先 市税課 TEL：0538-37-3767 / FAX：0538-33-7715

### 障害者タクシー利用料金助成券を発行

- 受付開始日 4月1日（水）
- と ころ 福祉課（iプラザ3階）、各支所市民生活課  
 ※市役所本庁舎では手続きできません
- 対 象 市内在住・在宅で、1～3級の身体障害者手帳、療育手帳、1・2級の精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方、特別児童扶養手当1級対象の方、または障害児福祉手当受給の方  
 ※自動車税・軽自動車税の減免を受けている方は助成を受けられません
- 内 容 600円の助成券を年間48枚発行  
 （1乗車の支払金額が1,200円以上の場合は2枚まで利用可能）
- 持 ち 物 対象となる手帳または受給者証、認印



問い合わせ先 福祉課 TEL：0538-37-4919 / FAX：0538-36-1635

### 狂犬病予防注射と犬の登録について

生後91日以上の子犬の所有者は、犬の登録（生涯に1回）と年1回の狂犬病予防注射を受けさせることが法律で義務付けられています。狂犬病予防注射は、4月から6月までに動物病院等に受けてください。

※その他の予防注射会場については、下記へお問い合わせください。

- 費 用 3,400円（予防注射代金：2,850円、注射済票代金：550円）  
 ※犬を新規登録する場合は、登録料3,000円が必要です。
- 持ち物 愛犬手帳、案内はがき（すでに犬を登録されている人）、フンの処理道具
- その他 ①注射時に犬をしっかりと押さえられる人が連れて来てください。  
 ②首輪に鑑札、狂犬病予防注射済票（平成26年度）を付けて来てください。  
 ③正しく装着された首輪や口輪等により事故を予防してください。  
 ④飼い犬が死亡した場合は、環境課へご連絡ください。



問い合わせ先 環境課 TEL：0538-37-2702 / FAX：0538-37-5565



©磐田市

**夜間・休日急患診療**

★急患センターでの診療は急で比較的軽い症状の受診になります。

	日曜・祝日・年末年始	毎日
診療時間	9:00~12:00 14:00~17:00	19:30~22:30
診療科目	内科・小児科・外科	内科・小児科 ★夜間の外科診療はできません

◆ところ：磐田市急患センター（上大之郷51） Tel: 0538-32-5267

※上記の時間以外は、磐田市立総合病院へ

**4月の休日救急歯科診療**

◆診療時間/9:00~12:00

5 (日)	まきの歯科クリニック	袋井市浅名 678-1	0538-23-0130
12 (日)	山本歯科医院	袋井市栄町 9-3	0538-43-2725
19 (日)	磐田市立総合病院歯科口腔外科	磐田市大久保 512-3	0538-38-5000
26 (日)	スマイル歯科	袋井市浅羽 114-3	0538-23-6480

★休日救急歯科診療は医師の都合などで変更することがあります。

確認は、磐田消防署ダイヤル医療情報 **0538-37-0124** へ。**地域連携小児休日診療**

担当医師：鈴木 東洋

◆と き：4月26日（日）10:00~12:00

◆ところ：磐田市立総合病院（大久保512-3） Tel: 0538-38-5000

お口の健康は命を守る！

歯と歯肉の健診を受けましょう！

**【歯周病ってどんな病気？】**

歯周病は、細菌の感染による病気です。歯と歯肉の境目の手入れが行き届かないと歯肉が炎症を起こし、赤くなったり腫れたりします。痛みはないまま悪化することも多く、歯を支える土台が溶けて歯が動くようになり、最終的には歯が抜けてしまいます。

**【歯周病と他の病気との関係】**

歯周病は、糖尿病・心筋梗塞・脳血管疾患・がんなど全身の病気の原因になったり、逆に全身の病気が歯周病を悪化させたり、互いに影響しあっています。また、妊娠している女性が歯周病の場合、低体重児出産や早産の危険度が高くなることも指摘されています。

歯周病は予防も治療も可能です。年に1回の健診がおすすめです！

**【歯と歯肉の健診 無料で受診のチャンスです！】**

## ●対象者

40歳（S50. 4. 1~S51. 3. 31生） 60歳（S30. 4. 1~S31. 3. 31生）  
50歳（S40. 4. 1~S41. 3. 31生） 70歳（S20. 4. 1~S21. 3. 31生）

## ●受診費用：無料（自己負担なし）

## ●実施期間：4月1日（水）~来年1月30日（土）

## ●実施医療機関：無料受診券に記載の協力歯科医院

## ●申込み手順（40歳の方には無料受診券送付済み）

- ①電話で健康増進課に申し込む
- ②無料受診券が自宅に届く
- ③市内協力歯科医院に予約し、受診する



問い合わせ先

健康増進課 Tel: 0538-37-2013 / FAX: 0538-35-4586

発行：磐田市役所 市民活動推進課 協働・共生社会推進グループ〔TEL: 0538-37-4710〕

広報広聴課

〔TEL: 0538-37-4827〕

〒438-8650 磐田市国府台3-1

★磐田市役所のいろいろな取り組みのひとつとして、広報いわたを通じて、日常生活に必要な情報をポルトガル語で提供しています（インターネットでもご覧になれます：<http://www.city.iwata.shizuoka.jp/>）  
広報をよりよくしていくために、みなさまの声をお聞かせください：[shimin-katsudo@city.iwata.lg.jp](mailto:shimin-katsudo@city.iwata.lg.jp)